

— くるみん認定企業の行動計画の内容・取組 —

社会福祉法人島根県社会福祉協議会

所在地：松江市東津田町1741-3

業種：社会福祉事業

企業概要：昭和27年6月9日設立。島根県社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とし、民間組織としての自主性と住民や社会福祉関係者に支えられた公共性の二つの側面を併せ持った民間非営利組織。

労働者数：77人(男性30名、女性47名) 申請時点

令和2年12月15日認定



計画期間 平成30年4月1日～令和2年3月31日

目標及び実績

目標1：ワーク・ライフ・バランス支援制度の理解度を高めるための説明会及び情報提供資料等の作成

⇒ 職員にワーク・ライフ・バランス支援制度についての理解度や要望等のアンケートを取り、それを踏まえ、情報提供資料を作成。全職員を対象とした研修会で、同資料を配付・説明。なお、管理職に対しては、しっかりと制度を理解させるため、全職員研修会に先立ち、説明を行った。

目標2：休暇取得しやすい職場環境づくり

⇒ 年次有給休暇の取得予定計画を全職員でシステムによる共有(見える化)や休暇取得計画表の配布などの利用により、休みやすい組織風土づくりを推進した結果、前年度を上回る休暇取得状況となった。

計画期間内における育児休業等の取得状況

- ①女性労働者の育児休業取得率は150% (行動計画期間内の $\frac{\text{育児休業等を取得した労働者数}}{\text{出産者数}}$)
- ②子の看護休暇を取得した男性労働者は1名

法を上回る仕事と育児の両立支援制度の整備

〔育児・介護休業法を上回る措置〕

○小学校就学前までの子を養育する労働者のための「所定外労働の制限」と「所定労働時間の短縮措置」を定めている。

※育児・介護休業法では3歳未満の子までを対象とした取組

○中学校就学前までの子を対象とした「子の看護休暇」を定めている。

※育児・介護休業法では小学校就学期に達するまでの子を対象とした取組

